



**SHIFT**

---

# SHIFT事業概要

---

令和4年度SHIFT事業支援機関公募説明会

2022年2月4日

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 市場メカニズム室



---

# R3 SHIFT事業概要

---

# 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業



【令和3年度予算額 4,000百万円（新規）】

工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

- ① 業務部門・産業部門における2030年目標や2050年目標の達成に向けて、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。  
(先導的な脱炭素化に向けた取組: 削減目標設定、削減計画策定、設備更新・燃料転換・運用改善の組み合わせ)
- ② 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

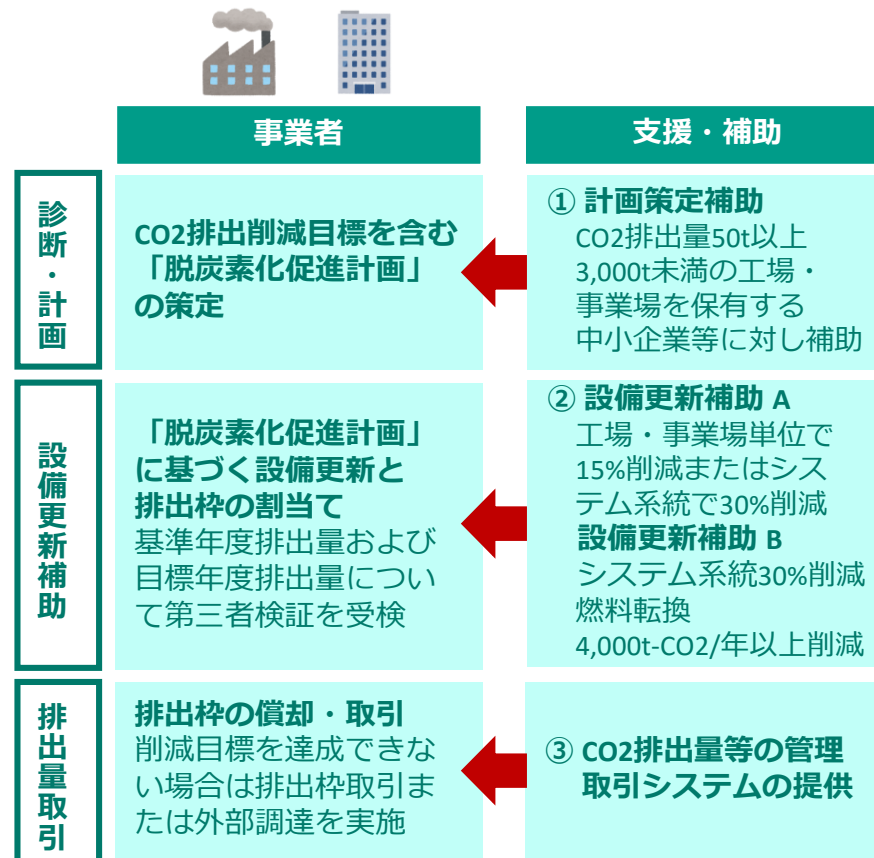
## 2. 事業内容

- ① **脱炭素化促進計画の策定支援 (補助率: 1/2、補助上限 100万円)**  
CO2排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO2排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- ② **設備更新に対する補助 (補助率: 1/3)**  
**設備補助 A. 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限1億円)**  
工場・事業場単位で15%削減または主要なシステム系統で30%削減  
**設備補助 B. i)~iii)を満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限5億円)**
  - i) ガス化または電化等の燃料転換
  - ii) CO2排出量を4,000t-CO2/年以上削減
  - iii) システム系統でCO2排出量を30%削減
- ③ **CO2排出量の算定・取引、事例分析**  
参加事業者のCO2排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①~②間接補助事業 (①補助率1/2、②補助率1/3)、③委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度~令和7年度

## 4. 事業イメージ

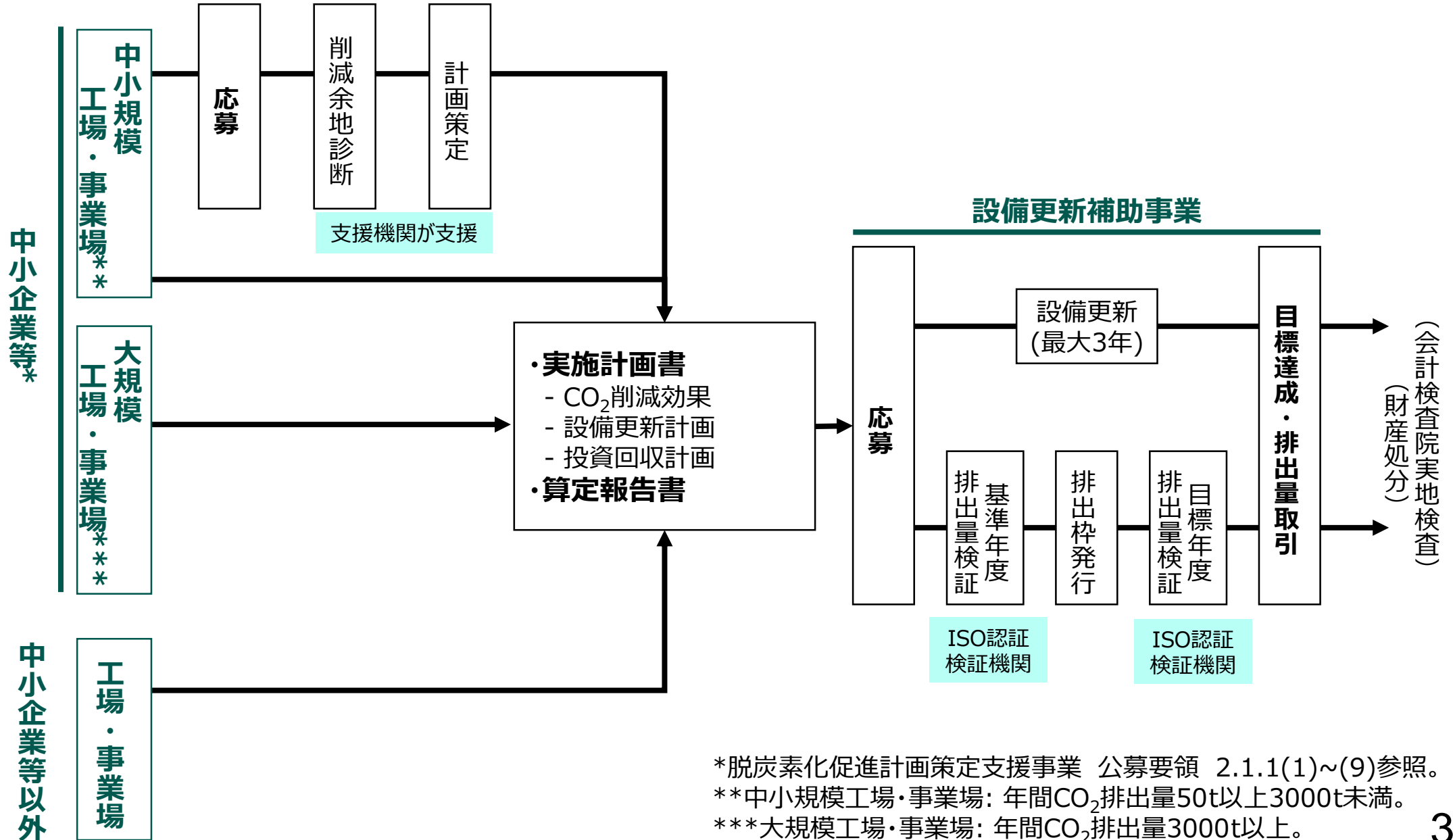


お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

電話：0570-028-341 FAX：03-3580-1382

# SHIFT事業の流れ

## 脱炭素化促進計画策定支援事業



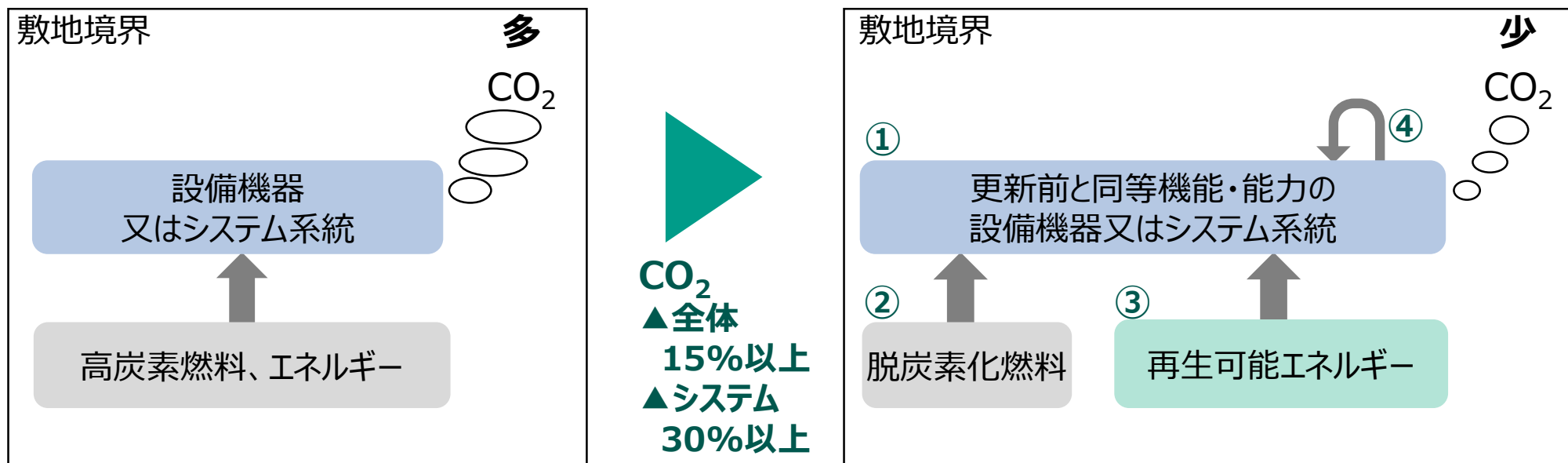
\*脱炭素化促進計画策定支援事業 公募要領 2.1.1(1)~(9)参照。

\*\*中小規模工場・事業場: 年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上3000t未満。

\*\*\*大規模工場・事業場: 年間CO<sub>2</sub>排出量3000t以上。

# 設備更新補助事業で補助対象となる事業

- 公的書類\*で定められる敷地内において、原則同等の機能・能力を有する高効率機器の導入や電化・燃料転換により、一定水準以上CO<sub>2</sub>排出量を削減する設備更新事業を補助対象とします。

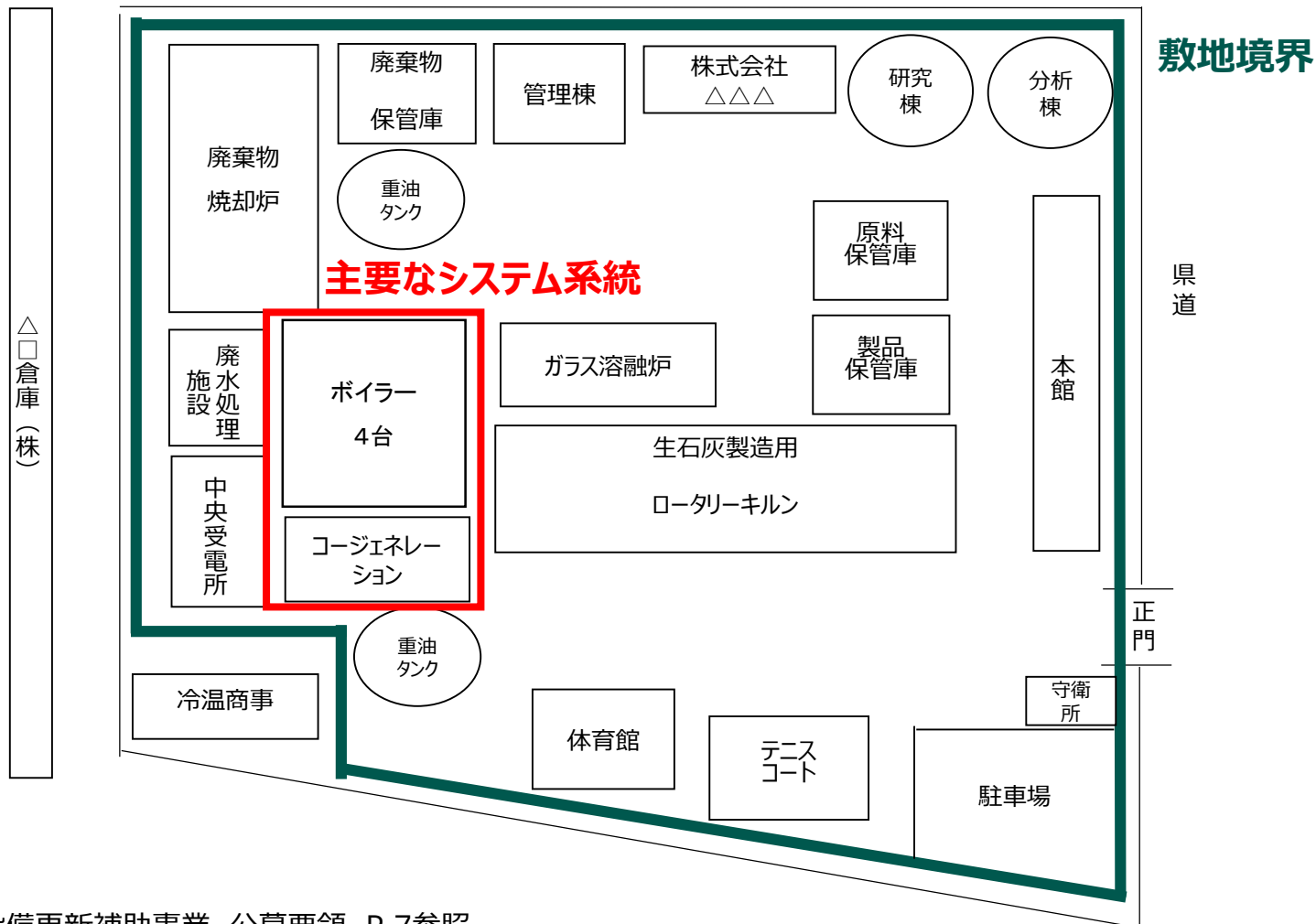


## 対策の種類：

- ① 高効率設備・システムへの更新 ② 電化・燃料転換 ③ 再生可能エネルギー導入 ④ 廃エネルギー利用  
及びそれらの組み合わせ

# システム系統について

- システム系統の基本形は、機器本体 + 付属設備です。
- 主要なシステム系統として、複数の「機器本体 + 付属設備」の組み合わせが可能です。








※システム系統については設備更新補助事業 公募要領 P.7参照。

※上記の図は一例。「D2【記入例：工場】 基準年度算定報告書(単独参加者用)」の敷地境界の例を利用。

# 設備更新補助事業で認められる申請パターン

- 工場・事業場単位で15%以上削減するパターンと、主要なシステム系統で30%削減するパターンがあります。工場・事業場単位で15%以上削減するパターンは、グループ申請が可能です。

削減率要件	単独申請	グループ申請
工場・事業場単位 15%以上削減 - 設備更新補助A	 / 	 <ul style="list-style-type: none"> <li>・最大5工場・事業場</li> <li>・各工場・事業場で補助対象設備導入</li> </ul>
(主要な) システム系統 30%以上削減 - 設備更新補助A - 設備更新補助B	 / 	-

# R2ポテ診\*、R2ASSET\*\*との主な相違点

■ SHIFT事業と、ポテ診・ASSETとの主な相違点は下表の通り。

構成事業名	主な相違点	ポテ診との比較	ASSETとの比較
脱炭素化促進計画 策定支援事業	削減余地診断の 成果物	診断結果報告書と類似の 診断報告書作成	事業の追加
	計画策定の成果物	実施計画書及び算定報告 書作成の追加。これらは設 備更新補助の申請書類。	
	設備補助との関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請に必須ではなくなった</li> <li>優先採択枠新設</li> <li>支援実績の考慮新設</li> </ul>	
設備更新補助事業	最低削減率目標	類似	新設
	機器リスト	-	L2-Tech導入要件化なし
	システム系統	新設	新設
	設備更新B	新設	新設
	複数年度事業	新設	新設
	審査方法	類似	審査項目の追加
	排出量取引	追加	踏襲

\*CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断推進事業。

\*\*先進対策の効率的実施によるCO<sub>2</sub>排出量大幅削減事業設備補助事業。



## 全体スケジュール

公募開始後に説明会を開催します。詳しくは、<https://www.gaj.or.jp/eie/shift/index.html>をご覧ください。

①計画策定支援事業 公募期間	令和3年5月28日（金）～7月29日（木）
	令和3年度の設備更新補助事業に応募予定の場合は6月22日締切
②設備更新補助事業	一次 公募期間 令和3年5月28日（金）～6月29日（火）
	二次 公募期間 令和3年9月1日（水）～9月30日（木）



### ①計画策定支援事業のスケジュールに関する留意事項

- 公募開始日から先着順に審査を行い、募集予定件数を越えた時点で公募期間中でも締切となります。
- 当該年度の「②設備更新補助事業・二次」に応募予定の場合、公募締切日が早くなりますのでご注意ください。
- 事業完了後には、計画した内容の進捗を報告する義務があります。補助事業の完了日の属する年度の終了後、3年間の期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に過去1年間（初年度は補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の対策の実施状況及びCO<sub>2</sub>排出量の実績等について報告する必要があります。また、報告期間中に少なくとも1つ以上の対策を行うことが義務づけられています。設備更新補助事業に採択された場合、計画策定支援事業の報告義務は終了します。

### ②設備更新補助事業のスケジュールに関する留意事項

- 応募時に設備導入年度として1～3年間を選択することができます。ただし複数年度に渡る設備導入が認められた場合でも、各年度交付申請が必要です。なお、各年度の事業完了日から翌年度の交付決定日までは事業実施できません。もし翌年度の交付決定日以前に事業開始する必要がある場合は、GAJに所定の申請書を提出して承認を受けてください。
- 採択者は設備導入年度に「SHIFTシステム」に登録し、削減目標年度に発行される排出枠を償却することにより、着実に目標達成することが求められます。

### 採択後の主なスケジュール

設備導入年度（N年度）	削減目標年度（N+1年度）	調整・自主削減年度（N+2年度）	報告年度（N+3年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>SHIFTシステム登録申請</li> <li>基準年度算定報告書の検証受検</li> <li>検証済基準年度算定報告書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出枠の発行</li> <li>排出枠の取引・償却</li> <li>排出量のモニタリング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出枠の取引・償却</li> <li>目標年度算定報告書の作成</li> <li>目標年度算定報告書の検証受検</li> <li>検証済目標年度算定報告書の提出</li> <li>目標達成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>算定報告書の作成</li> <li>算定報告書の提出</li> </ul>

## 留意事項

- 本資料は事業の概略を説明するものです。申請にあたっては必ず別途公開される公募要領をご確認ください。
- 交付決定通知前に発注等を行った経費は、交付規程に定める場合を除き、補助対象外となります。
- 交付決定した事業者名、補助事業の概要、脱炭素化計画等をSHIFTウェブサイト上で公表します。
- 算定報告書の第三者検証費用は自己負担です。
- 事業完了後、GAJに完了実績報告書を提出する必要があります。GAJによる審査・確定検査後に補助金を支払います。
- 導入した設備は、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従いその効率的運用を図る必要があります。
- 補助事業の経費に関する帳簿とすべての証拠書類は、補助事業の完了日の属する年度の終了後5年間、閲覧できるように保存しておくことが必要です。
- 補助事業の適切かつ円滑な実施のため、実施中又は完了後に必要に応じて現地調査等を実施します。
- 取得財産等を処分（目的に反した使用、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめGAJの承認を受ける必要があります。
- 補助金の交付を申請できる者は、直近2期の決算において、連続の債務超過（貸借対照表の「純資産」が2期連続でマイナス）がなく、適切な管理体制及び処理能力を有する者となります。

## お問い合わせ先

■ 本事業に関するお問い合わせ先  
**一般社団法人温室効果ガス審査協会（GAJ）**  
 事業運営センター  
 E-mail: shift@gaj.or.jp  
 GAJウェブサイトのSHIFT事業お問い合わせより質問様式をダウンロードしメールに添付してください。

■ 支援機関の選定やコンタクトに関するお問い合わせ先  
**一般財団法人省エネルギーセンター（ECCJ）**  
 支援機関窓口 E-mail: shift\_eccj@eccj.or.jp

■ CO<sub>2</sub>排出量の算定・検証に関するお問い合わせ先  
**株式会社三菱総合研究所** E-mail: shift-sec@mri.co.jp

# 令和3年度SHIFT事業

## 工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業

我が国の2030年度温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、工場・事業場での脱炭素化のロールモデルとなる取組（削減目標の設定、削減計画の策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の実施）を支援します。

「脱炭素化のステップ」に対応した2つの補助事業①**計画策定支援事業**と②**設備更新補助事業**を用意しました。

### 補助事業の活用方法

- ✓ ①**計画策定支援事業**を利用してCO<sub>2</sub>削減計画を策定し、自己資金で対策を実施する
- ✓ ①**計画策定支援事業**を利用してCO<sub>2</sub>削減計画を策定し、②**設備更新補助事業**を利用して対策を実施する
- ✓ 自ら所定様式のCO<sub>2</sub>削減計画を策定し、②**設備更新補助事業**を利用して対策を実施する

## 脱炭素化のステップと2つの補助事業

- 削減余地の把握・対策検討
  - 実施計画の策定
  - 対策実施
- CO<sub>2</sub>削減目標達成

### ① 計画策定支援事業

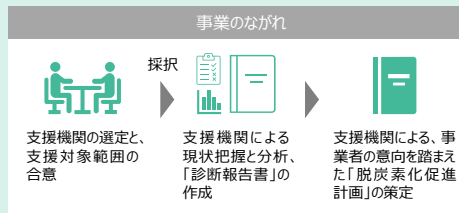
#### 概要

年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO<sub>2</sub>排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定を支援。

**補助率** 1/2、補助上限100万円

#### 特徴

CO<sub>2</sub>削減余地診断の経験豊富な「支援機関」が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。さらに、CO<sub>2</sub>削減目標と実施方法を示す「脱炭素化促進計画」の策定を支援します。



▼「①計画策定支援事業」はこのような事業者におすすめです

CN（カーボンニュートラル）、SDGs、SBTへの取組の必要性を感じているが、工場・事業場で**具体的にどんな対策**を行えば良いかわからない

CO<sub>2</sub>排出量とエネルギー使用量の現状把握、対策の検討、実施計画の作成を**外部専門家に協力して欲しい**

### ② 設備更新補助事業

#### 概要

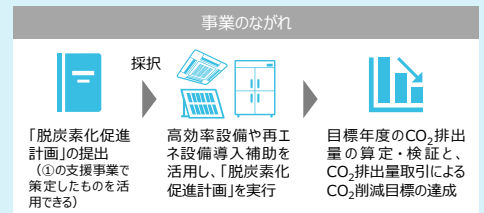
「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新を支援。

**補助率** 1/3

設備補助A：補助上限1億円  
 設備補助B：補助上限5億円

#### 特徴

高効率設備、電化・燃料転換を伴う設備、再エネ設備など、多様な設備が対象です。必要に応じて排出量取引を実施して、着実にCO<sub>2</sub>削減目標を達成します。



▼「②設備更新補助事業」はこのような事業者におすすめです

CO<sub>2</sub>削減余地の把握や対策検討はすでに完了しているので、高効率設備や再エネ設備の導入、燃料転換などにより、**確実にCO<sub>2</sub>削減目標を達成したい**

設備導入補助金を利用して、①**計画策定支援事業**で策定した工場・事業場の**脱炭素化のための計画を実行したい**

事業者が取り組む「脱炭素化のステップ」に対応した2種類の補助事業「①計画策定支援事業」「②設備更新補助事業」を展開。工場・事業場の規模や状況に合わせて必要な補助事業を選ぶことができます。

### 1 削減余地の把握・対策検討

- 工場・事業場のCO<sub>2</sub>排出状況等の現状を調査してCO<sub>2</sub>削減余地を把握し、効果的な対策を検討します。

### 2 実施計画の策定

- 対策の実施方法、実施時期、収支計画、実施体制等をまとめ、CO<sub>2</sub>削減目標を達成するための実施計画を作成します。

### 3 対策実施

- 実施計画に従い対策を実施します。

### CO<sub>2</sub>削減目標達成

- 目標年度におけるCO<sub>2</sub>削減目標の達成状況を確認します。

## ① 計画策定支援事業

CO<sub>2</sub>削減余地診断経験の豊富な支援機関が工場・事業場の現状と課題を整理し、対策の提案を行います。CO<sub>2</sub>削減目標を明示した「脱炭素化促進計画」の作成を支援します。

#### 応募要件

年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等※

※ 中小企業等とは、中小企業基本法第2条に定義される中小企業（個人、個人事業主を除く）の他、独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人・公立大学法人及び学校法人、社会福祉法人、医療法人、協同組合等、一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人、その他環境大臣の承認を得てGAJが適当と認める者を含みます。

※ 支援機関を選定の上、応募してください。

#### 補助対象

CO<sub>2</sub>排出量削減余地の診断および「脱炭素化促進計画」の策定支援に係る委託料等（人件費、業務費、一般管理費）。交付決定前に発生した経費や、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

#### 補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の2分の1と、補助金の上限額のうち、低い額が支給されます。

支援内容	補助率	補助金の上限額（税抜）
事業所全体を対象とした支援	1 / 2	100万円
複数のシステムを対象とした支援		100万円
単一のシステムを対象とした支援		60万円

#### 成果物

以下の「脱炭素化促進計画」一式

- 1) 診断報告書：工場・事業場のエネルギー使用量、課題、対策提案等をまとめた報告書
- 2) 実施計画書：選定した対策のCO<sub>2</sub>削減効果等をまとめ、実施時期・実施方法を示す計画書
- 3) 算定報告書：基準年度CO<sub>2</sub>排出量（過去3年間の平均値）を算定する報告書

#### 支援機関

「支援機関」とは、SHIFT事業の①計画策定支援事業において事業者の工場・事業場の脱炭素化に向けた計画策定を支援する事業者です。SHIFT事業の支援機関として申請及び登録されている事業者のみが「支援機関」となります。

#### 「支援機関」のご紹介

支援機関の要件を満たした登録支援機関は、現在136機関です。特定の分野を得意とするメーカー系や、幅広い分野に対応できるコンサル系など、さまざまな支援機関の中から希望の支援内容に合った支援機関を選定いただけます。支援機関の情報は <https://www.gaj.or.jp/eie/shift/index.html> で公開されています。支援機関の選定やコンタクトに関する支援もありますので、ご利用ください。



「脱炭素化促進計画」は、②設備更新補助事業に利用しなくても構いません。他の補助制度や自主的な取組に活用してください。

#### 【事業連携】優先採択

①計画策定支援事業の採択事業者は、策定した脱炭素化促進計画を利用することで、②設備更新補助事業の優先採択枠の対象となります。支援を受けた年度を含めて4カ年度以内の②設備更新補助事業に応募できます。

脱炭素化促進計画

## ② 設備更新補助事業

「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新に対して補助金を交付します。

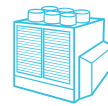
#### 応募要件

年間CO<sub>2</sub>排出量50t以上の工場・事業場に対して「脱炭素化促進計画」を策定済みである事業者（①計画策定支援事業を利用していなくても、指定の様式を用いて事業者が「脱炭素化促進計画」を策定する場合も含まれます。）工場・事業場の所有者と補助対象設備の所有者が異なる場合は、共同申請となります。

#### 補助対象

以下の対象設備機器の導入・更新に係る経費（工事費、設備費、測量・試験費等）。交付決定前に発生した経費や、既存設備の撤去・移設・廃棄費、本事業への申請手続きに係る経費、経常的な運営経費は対象外です。

#### (1) エネルギー使用設備機器



高効率あるいは燃料を低炭素化した産業・業務用設備機器や生産設備



#### (2) エネルギー供給設備機器



低炭素燃料供給設備



再生可能エネルギー発電設備・太陽熱供給設備・コジェネ設備（発電設備、熱供給設備は100%自家消費する場合に限る）

※ 運輸部門の設備機器、照明、蓄電池、常時使用されていない設備機器等は「脱炭素化促進計画」に含まれていても、補助金の対象となりません。

#### 補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の3分の1と、補助金の上限額のうち、低い額が支給されます。

事業の種類	補助率	補助金の上限額（税抜）
設備更新補助事業A：以下の①、②のいずれかの事業 ① 工場・事業場単位（工場・事業場の年間CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標が15%以上） ② 主要なシステム系統（主要システム系統の年間CO <sub>2</sub> 排出量の削減目標が30%以上）※	1 / 3	1億円
設備更新補助事業B：以下のi)~iii)をすべて満たす事業 i) 電化・燃料転換 ii) CO <sub>2</sub> 排出量を4,000t-CO <sub>2</sub> /年以上削減 iii) システム系統でCO <sub>2</sub> 排出量を30%削減		5億円

※ 主要なシステム系統とは、工場・事業場に存在する【機器本体+付属設備】を基本とする多様なシステム系統のうち、事業者が主要と考えるシステム系統のこと。対象範囲を明確にすることを条件に、事業者が任意で定義することができます。

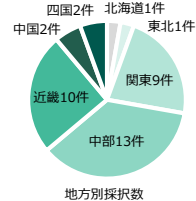
※ 要件を満たす場合は、設備更新補助事業A①、設備更新補助事業Bの併願が可能です。

#### 排出量取引による着実な目標達成

採択事業者は設備導入が完了した翌年度にあたる削減目標年度のCO<sub>2</sub>排出量を報告して、CO<sub>2</sub>排出量実績に相当する排出枠を確保することで削減目標を達成します。CO<sub>2</sub>排出量実績に比べ排出枠が不足している場合は、排出量取引（自己負担）によって補填します。この排出量取引ではJ-クレジット等の外部クレジットも利用できます。

### 令和3年度の採択事業者の傾向

令和3年度の①計画策定支援事業では、38件の事業が採択されました（工場：15件、事業場：23件）。全国各地の工場・事業場が支援を受けています。



#### 支援を受けた事業者の声

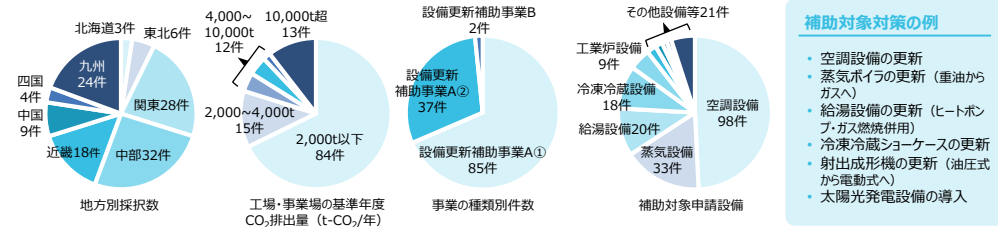
CO<sub>2</sub>削減ポテンシャル診断を受けたことがあり、とても効果的であった。今回は別の工場・事業場でも同様の診断と計画策定支援を受けたと思い、応募した。省エネや脱炭素化を専門とする者が社内にはいないので、外部の専門家に協力してもらい、さまざまな対策の掘り起こしをしたかった。SBT認証の取得も検討したい。

#### 計画されたCO<sub>2</sub>削減対策の例

- 空調設備の更新（吸収冷水機からヒートポンプチャラーへ）
- 蒸気ボイラ／燃焼炉の更新（重油・灯油式からガス式へ）
- 給湯設備の更新（温水ボイラからヒートポンプ給湯機へ）
- 太陽光発電設備の導入
- 蒸気配管の断熱、蒸気ドレンの回収
- 空気圧縮機の圧力低減、エア漏れ防止対策の実施、など

### 令和3年度の採択事業者の傾向

令和3年度の②設備更新補助事業（一次公募）では、124件の事業が採択されました（工場：41件、事業場：83件）。



---

# R4 SHIFT事業説明

---



【令和4年度予算（案） 3,700百万円（4,000百万円）】

工場・事業場の設備更新、電化・燃料転換、運用改善による脱炭素化に向けた取組を支援します。

## 1. 事業目的

- 2030年削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルの実現に資するため、工場・事業場における先導的な脱炭素化に向けた取組を推進する。  
(先導的な脱炭素化に向けた取組: 削減目標設定、削減計画策定、設備更新・電化・燃料転換・運用改善の組合せ)
- 脱炭素化に向けて更なる排出削減に取り組む事業者の裾野を拡大する。

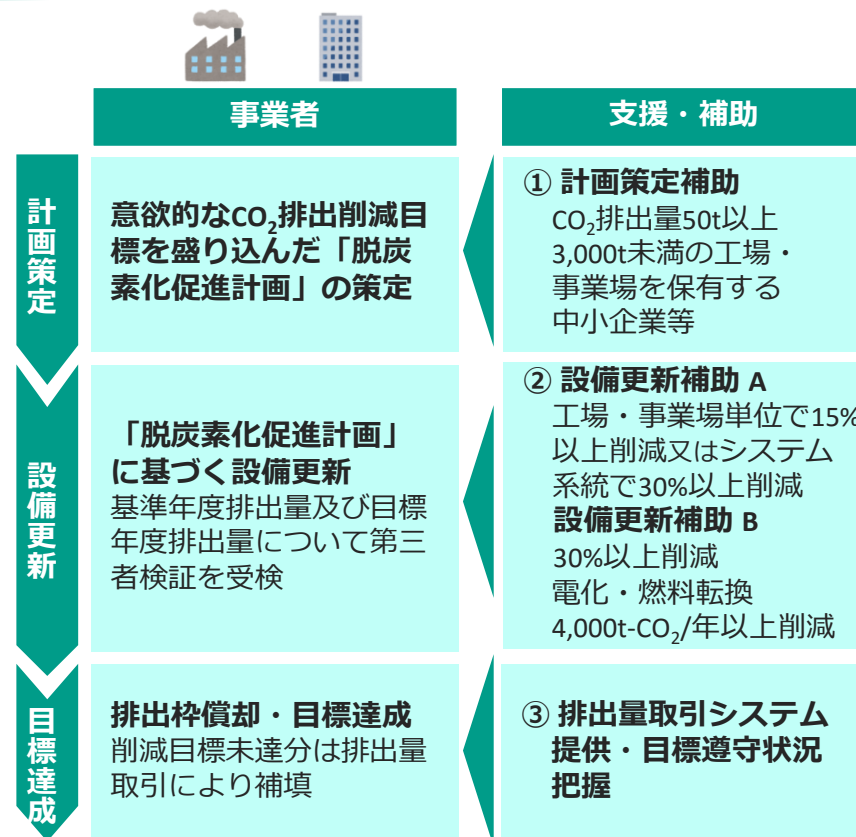
## 2. 事業内容

- 脱炭素化促進計画策定支援 (補助率: 1/2、補助上限 100万円)**  
CO<sub>2</sub>排出量50t以上3000t未満の工場・事業場を保有する中小企業等に対し、CO<sub>2</sub>排出量削減余地診断に基づく「脱炭素化促進計画」の策定を支援
- 設備更新補助 (補助率: 1/3)**
  - 「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限1億円)  
工場・事業場単位で15%以上削減又は主要なシステム系統で30%以上削減
  - 主要なシステム系統でi) ii) iii) の全てを満たす「脱炭素化促進計画」に基づく設備更新の補助 (補助上限5億円)
    - 電化・燃料転換
    - CO<sub>2</sub>排出量を4,000t-CO<sub>2</sub>/年以上削減
    - CO<sub>2</sub>排出量を30%以上削減
- 目標遵守状況の把握、事例分析等**  
参加事業者のCO<sub>2</sub>排出量等の管理等、実践例の分析・横展開の方策検討

## 3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～②間接補助事業 (①補助率1/2、②補助率1/3)、③委託事業
- 補助・委託先 民間事業者・団体
- 実施期間 令和3年度～令和7年度

## 4. 事業イメージ





## ■ R3 SHIFT支援機関の業務をベースとしたメッセージ

- 脱炭素化促進計画策定支援事業の目的は、中小企業等にCO<sub>2</sub>削減に関する専門的な知見を提供し、設備更新補助事業に申請する場合は申請書類作成の負担を軽減して、中小事業者の実際の削減対策につなげることです。支援機関の皆様には、事業者のCO<sub>2</sub>削減につながる対策をご提案頂き、対策実施への合意を取り付けて頂きたいと考えています。
- 設備更新補助事業との関連では、脱炭素化促進計画策定支援事業に採択された事業者は、優先採択枠の対象となります。また、支援機関の支援を受けて計画策定した事業者は、採択上考慮されます。
- 他の専門分野を有する支援機関との共同支援のニーズも想定して、支援機関の専門性も盛り込んだ支援機関リストを作成・公表しています。是非ご活用ください。
- 先ほどご説明した「令和3年度SHIFT事業概要リーフレット」は下記URLで公表しております。ご利用いただけますと幸いです。[https://www.gaj.or.jp/2021\\_eie\\_form/sf03j1.pdf](https://www.gaj.or.jp/2021_eie_form/sf03j1.pdf)
- 令和3年度の設備更新補助事業の採択者の取組概要も公表しております。  
<https://www.gaj.or.jp/eie/shift/entry.html>

## ■ R4 SHIFT支援機関の業務に関して

- 支援機関の皆様は、後ほどご説明する「グリーンリカバリーの実現に向けた中小企業等のCO<sub>2</sub>削減比例型設備導入支援事業」の診断機関としてご活躍いただくことも可能です。御応募をお待ちしています。

